

(平成22年3月17日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認釧路地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

4 件

厚生年金関係

4 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 4 月から 45 年 9 月まで  
② 昭和 47 年 3 月から 48 年 10 月まで

厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間について加入記録が無いとの回答を得た。

厚生年金保険料控除の事実を確認できる書類は無いが、いずれの申立期間もA社及びB社に正社員として勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 A社に係る申立期間①について、複数の同僚の供述により、申立人が同社のC支店に勤務していたことは推認できるが、期間が特定できないほか、公共職業安定所に照会したところ、同社における申立人の雇用保険の加入記録は確認できない。

また、申立人が一緒に美容師として勤務したとする同僚4人のうち3人は、申立事業所において厚生年金保険の被保険者記録が無く、被保険者記録のある1人も「昭和44年2月から約4年間勤務した。」と供述しているところ、被保険者記録はその一部の期間のみとなっているほか、申立人及び同僚が当時のC支店長として名前を挙げている者も、申立期間に厚生年金保険の被保険者記録が無いことから、当時、事業主は勤務していた者を一律に厚生年金保険に加入させていた状況にはなかったことがうかがえる。

さらに、オンライン記録によると、A社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることから、当時の事業主に照会したところ、「当時の関係書類は保管していない。」との回答を得ており、申立人の申立期間①に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、申立期間①について、申立人が厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無いほか、健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿を確認したところ、A社における申立人の厚生年金保険の加入記録は確認できない。一方、同名簿において健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものと考えるのは考え難い。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 B社に係る申立期間②について、複数の同僚の供述により、申立人が同社に勤務していたことは推認できるが、期間が特定できないほか、公共職業安定所に照会したところ、同社における申立人の雇用保険の加入記録は確認できない。

また、オンライン記録によると、B社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることから、当時の事業主に照会したところ、「申立人は美容師として勤務していたが、厚生年金保険に加入していたかどうかは、書類が残っていないため不明である。理容師や美容師は独立したいと思っている人が多く、出入りも激しかったため、採用時に面談をして長く働く意志がある人は厚生年金保険に加入させ、そうでない人はすぐに加入させずに様子を見た。その後、加入させた人もいるし、そのまま辞めた人もいる。」と供述していることから、事業主は勤務していた者を一律に厚生年金保険に加入させていた状況にはなかったことがうかがえる。

さらに、申立期間②について、申立人が厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無く、健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、B社における申立人の厚生年金保険の加入記録は確認できない。一方、同原票において健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものと考えるのは考え難い。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月 1 日から 37 年 4 月 1 日まで  
厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間について、加入記録が無いとの回答を得た。  
A 社（現在は、B 社）には社員として勤務しており、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A 社において申立期間に厚生年金保険の加入記録がある複数の同僚の供述により、申立人が同社に勤務していたことは推認できるものの期間は特定できない。

また、申立人は同僚として 12 人の名前を挙げているが、そのうち 11 人は申立期間中において健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿に名前が無く、このうち、連絡の取れた者に聴取したところ、「私は昭和 52 年から A 社で厚生年金保険に加入しているが、昭和 45 年にはすでに同社で勤務していた。」との供述を得ているほか、申立人は、A 社で重機の運転手をしていたとしているところ、同社で同様の業務に従事し、厚生年金保険の加入記録がある同僚に照会したところ、「同じ仕事でありながら厚生年金に加入していない者もいた。」との供述を得ており、当時、事業主は勤務していた者を一律に厚生年金保険に加入させていた状況にはなかったことがうかがえる。

さらに、B 社に照会したところ、「申立期間当時の資料が無く、厚生年金保険の加入や保険料の控除は不明である。」と回答している上、当時の事業主及び経理担当者も既に死亡していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

加えて、申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無いほか、健康

保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿を確認したところ、A社における申立人の厚生年金保険の加入記録は確認できない。一方、同名簿において健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 43 年 4 月から 46 年 12 月まで  
②昭和 47 年 4 月から 49 年 4 月まで

厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間について加入記録が無いとの回答を得た。

厚生年金保険料控除の事実を確認できる書類は無いが、A社(現在は、B社)に勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、公共職業安定所に照会したところ、申立人の雇用保険の加入記録は、A社において、昭和 43 年 7 月 2 日から同年 12 月 20 日までの期間及び 44 年 4 月 11 日から同年 11 月 30 日までの期間となっており、申立期間の一部について同社で勤務していたことが確認できる。

しかし、B社に照会したところ、「申立期間当時の勤務形態や保険料控除については、当時の資料が保存されていないので不明。」との回答を得ている。

また、A社の元経理担当者に照会したところ、「申立人は、下請会社から季節雇用者として来ていた。勤めていた期間は資料が無いので不明であるが、下請会社の季節雇用者は厚生年金保険に加入しておらず、健康保険は日雇健康保険に加入になっていた。」との供述を得ているほか、申立人が一緒に働いていたとする同僚からも同様の供述を得ている上、申立人が一緒に働いていたとする同僚の中には、A社での厚生年金保険の加入記録が無い者が複数いることから、当時の事業主は、勤務していた者を一律に厚生年金保険に加入させていなかった状況がうかがえる。

さらに、A社の下請会社として名前の挙がったC社に照会したところ、

「申立期間当時は適用事業所ではなく、関係書類も無いため、A社との関係についても不明。」との回答を得ているほか、オンライン記録によると、C社は平成5年5月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は、厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる。

加えて、両申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無く、このほか、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 釧路厚生年金 事案 324 (事案 39 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 12 月 29 日から 41 年 12 月ごろまで  
申立期間について、一度申し立てたものの年金記録の訂正は必要でない  
とされたが、当時の事業主の証言書及び申立期間以前に受診していた病院  
の事務担当者による証言書を提出するので、申立期間について厚生年金保  
険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の事業主の供述により、申立人がA社に勤務していたことは認められるものの、勤務していた期間については定かではなく、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無いほか、健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、申立人は、昭和 39 年 10 月 1 日から同年 12 月 29 日までの期間について同社において厚生年金保険に加入していることが確認できるものの、申立期間については、申立人の厚生年金保険の加入記録は確認できない上、同社は廃業に伴い当時の関係資料を廃棄しており、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 6 月 11 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかし、申立人は、新たに、当時の事業主及び申立期間以前に受診していた病院の事務担当者による証言書を提出しているが、当時の事業主の証言書によると、申立人は昭和 41 年 12 月末まで勤務していた旨の記載が確認できるものの、事業主に照会したがこれを裏付ける資料及び申立期間において厚生年金保険料を控除されていた事実を確認できる資料は無いほか、申立期間以前に受診していた病院の事務担当者による証言書においても、事業所での勤務実態及び厚生年金保険料控除の事実は確認できない。

また、申立期間当時、A社で厚生年金保険の被保険者記録のある者のうち、連絡先の判明した4人に照会したところ、3人から回答があり、申立人が同社で記録のある時期から勤務していた者からは、「申立人は同社に勤務していたが勤務時期はわからない。」との回答を得ているほか、申立期間中に同社で資格取得した2人からはいずれも「申立人の名前に記憶が無い。」との回答を得ており、申立人の勤務時期を特定することができないことから、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたと認めることはできない。